

議案第 3 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成22年2月17日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教県第21510号
平成22年2月2日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとする。(第2条関係)
- (2) この条例は、平成22年4月1日から施行することとする。(附則)

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第3項及び第41条第1項
- (2) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)
- (3) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,351人」を「4,324人」に、「1,594人」を「1,611人」に、「14人」を「15人」に、「9,174人」を「9,161人」に、「15,133人」を「15,111人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年2月 日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,324人</u></p> <p>(2) 県立特別支援学校 <u>1,611人</u></p> <p>(3) 県立中学校 <u>15人</u></p> <p>(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,161人</u></p> <p>合計 <u>15,111人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,351人</u></p> <p>(2) 県立特別支援学校 <u>1,594人</u></p> <p>(3) 県立中学校 <u>14人</u></p> <p>(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,174人</u></p> <p>合計 <u>15,133人</u></p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

定数条例の考え方

教育庁県立学校教育課

沖縄県学校職員の定数条例は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき算定した定数と県単独で配置している教諭、現業職員等の定数を合算した数値が条例定数となっている。

<市町村立小・中学校及び県立中学校の職員定数>

義務標準法定数（本則定数＋政令定数＋充て指導主事（国庫））－一定数内非常勤講師
＋県単定数＝条例定数

※但し、標準法定数が大きくなる場合は、標準法定数が条例定数になる。

<県立高等学校の職員定数>

高等学校標準法（本則定数＋政令定数）＋ 県単定数 ＝ 条例定数

- (1) 主に生徒の収容定員や学科等による標準法で算出される定数（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、実習助手、学校事務が対象）
- (2) 政令定数（センター研修、大学院派遣、初任研加配、生徒支援加配等）などによって算出される教職員数
- (3) 県単独で配置している教職員数（充て指導主事、専攻科教諭、専攻科実習助手、図書館司書、その他現業職員）

<県立特別支援学校の職員定数>

義務・高等学校標準法定数（本則定数＋政令定数）＋ 県単定数 ＝ 条例定数

- (1) 主に児童・生徒数、学級数等による標準法で算出される定数（校長、教頭、教諭、養護教諭、寄宿舍指導員、実習助手、栄養職員、学校事務が対象）
- (2) 政令定数（センター研修、大学院派遣、初任研加配等）などによって算出される教職員数
- (3) 県単独で配置している教職員数（幼稚部教諭、専攻科教諭、専攻科実習助手、その他現業職員）

平成22年度 小・中学校、県立特別支援学校の児童・生徒数（見込み）
並びに高等学校の収容定員

平成22年1月19日
沖縄県教育委員会

1. 市町村立小・中学校、県立中学校及び県立特別支援学校の職員定数の算定における基礎数値は、児童・生徒数による。

校種	平成21年度	平成22年度	増減	備考
市町村立小学校	99,668	99,626	△ 42	
市町村立中学校	48,712	48,453	△ 259	
県立中学校	229	234	5	
小計(小・中)	148,609	148,313	△ 296	
県立特別支援学校	1,894	1,937	43	
計	150,503	150,250	△ 253	

※平成21年度の児童生徒数は平成21年5月1日現在の調査による。
※平成22年度の児童生徒数は平成22年5月1日現在の見込みである。

2. 高等学校の職員定数の算定における基礎数値は、生徒の収容定員による。

沖縄県教育委員会

校種	平成21年度	平成22年度	増減	備考
県立高等学校	50,000	49,760	△ 240	